

## 2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

### (3) 商店街災害復旧等事業

令和2年7月豪雨により被災した地域の商店街について、被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用の一部を補助します。また、商店街によるにぎわい創出事業（イベント実施等）について定額又は2/3（上限100万円）を補助します。

#### 対象者

令和2年7月豪雨による被害を受けた商店街等組織

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

#### 支援内容

##### (1) 商店街復旧事業

①公募期間：調整中

②補助率：1/2（国1/3、県1/6）

③補助対象：被災したアーケード、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧に要する費用

※令和2年7月豪雨に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても 遡及適用が認められる場合があります。

##### (2) 商店街にぎわい創出事業

①公募期間：調整中

②補助率：定額（※）又は2/3（上限額100万円）

※定額は直接的被害があった場合

③補助対象：商店街等によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用

#### お問い合わせ先

中小企業庁商業課（電話）03-3501-1929